

2020 年度農薬アドバイザー後期講習会開催要領

【目的】

農作物の安定生産、品質向上を図るうえで病虫害防除は不可欠であるが、一方、県民の健康保持、生活環境の保全を図るためには、農薬の安全性を確保することが極めて重要である。

そのため、県は農薬販売者や防除指導担当者等の農薬取扱者に対し、農薬の適正使用に関する資質向上を図るための専門的な講習会を開催し、指導的役割を担う農薬アドバイザーを養成することを目的とする。

【受講対象者】

滋賀県に在住または勤務している農薬販売者、農薬取扱者、農業者、その他農薬の指導に関わる者のうち新規の認定希望者

なお、過去に農薬アドバイザーに認定されている者(更新)は、新型コロナウイルス感染症対策から、今年度は、しがネット受付サービスによるレポート提出形式(2021年1月11日(月)締め切り)とする。

【開催日時・場所】

2020年11月5日(木) 14:00～16:20

滋賀県庁新館7階大会議室(定員75名) ※定員になり次第締め切り

大津市京町四丁目1番1号 JR琵琶湖線大津駅北口より約300m

【受講料】

無料

【講習会内容】

講習内容	所要時間	講師
(開始30分前から受付開始)	30分	
<農薬アドバイザーに関する説明>	5分	
農薬の適正使用と危被害防止について	40分	農業経営課 病虫害防除所
農薬取締法の概要	25分	
<休憩>	10分	
毒物及び劇物取締法の概要	25分	薬務課 生活衛生課
食品衛生法の概要、残留農薬検査について	25分	
<受講認定証の交付>	10分	

【申込方法】

しがネット受付サービス(2020年10月26日(月)締め切り)で申し込む。

※インターネットに接続できない場合は、電話で相談すること。

受講者には開催日の3日前までに受講票を送付する。

当日は受講票を持参すること。3日前に受講票が届かない場合は、開催日の前日までに電話にて確認すること。当日の問い合わせは受け付けない。

【認定証の交付】

受講を修了した者には認定証を交付する。

※行政関係者(国、県、市町の職員)には交付しない。

※認定証の有効期間は、受講日から3年後の年度末までとする。

【その他】

開催1か月前を目途に、要領および別紙受講申込書を県の農業経営課ホームページに掲載する。

本講習会で得た個人情報は農薬アドバイザーの運営にのみ使用する。

注意 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、予定が変更になる場合がある。会場の対策は十分に行うが、出席を強要するものではない。心配な場合は個別の相談に応じる。

※変更や中止の場合、県のホームページに掲載するので、適宜確認すること。見ることができない場合は、電話で相談すること。